

木造住宅耐震診断者派遣事業の流れ

建築住宅課建築指導係へ事前相談
4月15日から
(平日の午前8時30分
から午後5時15分)

対象住宅の建てられた当時の資料（確認通知書、公庫設計審査申請書、平面図等）、間取り、壁、戸、窓、筋かいの位置の分かるものを持参してください。

申請書提出
(様式第1号)

申請書に必要書類を添付し申請してください。

派遣決定通知書
(様式第2号)

申請内容を審査し派遣決定通知書により通知します。

現地調査

事前に耐震診断者が派遣対象者へ連絡し日程を調整し現地調査を行います。(耐震診断者交通費相当額千円を耐震診断者にお支払いください。)

結果報告(指導・助言)

市から診断結果を報告します。
(派遣対象住宅の安全性の確保及び向上が図られるよう指導及び助言を行います。)

耐震診断・耐震改修の相談窓口及びお問い合わせは、

沼田市役所 都市建設部 建築住宅課 建築指導係

沼田市下之町 888

TEL0278-23-2111 (代)